

## 令和7年度 兵庫県広報紙編集業務に係る契約書（案）

兵庫県（以下「甲」という。）及び兵庫県企業庁（以下「乙」という。）と\_\_\_\_\_（以下「丙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し、関係法令等を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

（契約内容）

第1条 丙は、甲と乙が行う兵庫県広報紙の編集に関する業務（以下「委託業務」という。）を、甲と乙が別に定める編集基本要領に基づき、次条の金額をもって実施するものとする。

（委託料）

第2条 委託料は金\_\_\_\_\_円とする。  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金\_\_\_\_\_円）

（経費負担区分）

第3条 甲及び乙の間における経費の負担については、別に定めるものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、委託料総額の100分の10とする。  
ただし、丙が保険会社との間に甲及び乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、または財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）第100条第1項第3号及び企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号。以下「企業庁会計規程」という。）第86条第1項第3号の規定にあたる場合は免除する。

（秘密の保持）

第6条 丙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 丙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 丙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、甲及び乙の承認を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第9条 丙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 丙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）ではない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲及び乙に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、丙は、甲が承認した範囲

- の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、丙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
  - 5 丙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲及び乙に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお4次委託等以降も同様とする。
  - 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、丙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
  - 7 丙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲及び乙に対し全ての責任を負うものとする。

#### （契約内容の変更等）

第10条 この契約に関し、契約内容に変更が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ、変更契約を締結するものとする。

ただし、委託料のみの変更で、かつ乙の負担額に変更がない場合は、甲と丙で協議のうえ、変更契約を締結し、甲が乙に対し変更内容を報告するものとする。

#### （著作権等の取扱い）

第11条 兵庫県広報紙の著作権は、甲に帰属する。

- 2 丙は、委託事務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。
- 3 丙は、委託料の中から取得した物品のうち、この契約の対価として取得したもの以外で、委託期間終了後、備品として耐用年数をとどめているものは、甲に引き継ぐものとする。

#### （生成AIの利用に関する保証）

第12条 丙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲及び乙に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

#### （生成AIへの入力及び出力結果）

第13条 丙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲及び乙に提出してはならない。

#### （調査等）

第14条 甲及び乙は、丙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

- 2 丙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

#### （検査）

第15条 丙は、委託業務が完了したときは、完了報告書を甲と乙に提出し、甲と乙の検査を受けなければならない。

- 2 検査の結果、甲と乙がその内容を不相当と認めたとき、丙は、甲と乙の指定する日まで

にこれを修正し、甲と乙の再検査を受けなければならない。この場合の費用は丙の負担とする。

(委託料の支払)

第16条 契約代金は、甲と乙が毎号ごとに前条に基づく委託業務の完了を確認後、丙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(危険負担)

第17条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、丙が負担する。ただし、その損害のうち甲及び乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲及び乙が負担する。

(契約不適合責任)

第18条 甲と乙は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、丙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、丙は、甲と乙に不相当な負担を課するものでないときは、丙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲と乙は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲と乙が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲と乙は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲と乙の供した材料の性質又は甲と乙の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、丙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 甲と乙が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲と乙は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、丙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行期限の延期)

第19条 甲と乙は、天災地変その他丙の責に帰することのできない理由により、契約の履行期限内に契約を履行し難いため、丙から履行期限の延期の申し入れがあったときは、その理由を調査し、相当と認められるときは、相当の延期を認めることができる。

(履行遅滞の違約金)

第20条 丙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を甲と乙に納めなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

(解除等)

第21条 甲と乙は、丙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 丙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第21条の2 甲と乙は、丙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 丙又は丙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (2) 丙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないとして認められるとき。

第21条の3 甲と乙は、第21条各号又は前条各号に規定する場合は甲と乙の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、丙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲と乙に按分して支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲と乙は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、丙に損害が生じたとしても、丙は、甲と乙に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲と乙は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、丙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 6 甲と乙は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、丙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第22条 甲と乙は、第24条第1号の意見を聴いた結果、丙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第9条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第6項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第23条 丙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

- 2 丙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第24条 甲と乙は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 丙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第25条 丙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲及び乙にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第26条 丙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第27条 丙は、第20条第1項又は第21条の3第2項の規定による違約金を甲と乙が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲と乙に按分して納付しなければならない。

（氏名等の公表）

第28条 甲及び乙は、丙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第14条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び丙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲及び乙が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲及び乙が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

（帳簿等の備付け）

第29条 丙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

（連絡等の方法）

第30条 この契約に関し、丙から甲若しくは乙に通知または連絡すべき事項があるときは、甲に通知等を行うものとする。

（管轄裁判所）

第31条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第32条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙丙協議して定める。

この契約の証として、本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ甲と丙がこれを保有し、乙はその写しを保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県  
兵庫県知事 齋藤元彦

乙 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県企業庁  
兵庫県公営企業管理者

丙

## 「個人情報取扱特記事項」

### （基本的事項）

第1 丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### （収集の制限）

第2 丙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （目的外利用・提供の制限）

第3 丙は、甲及び乙の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲及び乙の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （安全管理措置）

第4 丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （廃棄）

第5 丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲及び乙に報告しなければならない。

### （秘密の保持）

第6 丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （複写又は複製の禁止）

第7 丙は、この契約による事務を処理するために甲及び乙から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲及び乙の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### （特定の場所以外での取扱いの禁止）

第8 丙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、丙の本社事務所内会議室において行うものとし、甲及び乙が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### （事務従事者への周知及び指導・監督）

第9 丙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

### （責任体制の整備）

第10 丙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲及び乙に書面で報告しなければならない。

2 丙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲及び乙に報告しなければならない。

### （再委託の禁止）

第11 丙は委託事務の一部を第三者（丙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲及び乙に提出し、甲及び乙の書面による承認を得た場合は、丙は、甲及び乙が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

2 前項ただし書きにより甲及び乙が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものと

し、丙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後  
に承認を得た第三者についても同様とする。

- 3 丙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、  
甲及び乙に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲及び乙の書面によ  
る承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、丙は、改めて再委託等に関する事項が記載  
された書面を提出し、甲及び乙の承認を受けなければならない。
- 5 丙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為  
について、甲及び乙に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 丙は、再委託等に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、  
甲及び乙の求めに応じて、管理・監督の状況を甲及び乙に対して適宜報告しなければならない。

#### （資料等の返還等）

第12 丙は、この契約による事務を処理するために、甲及び乙から提供を受け、又は丙自らが収集し、  
若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲及び乙に返還し、又は引き  
渡すものとする。ただし、甲及び乙が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### （立入調査）

第13 甲及び乙は、丙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況に  
ついて、随時調査することができる。

#### （遵守状況の報告）

第14 甲及び乙は、必要があると認めるときは、この契約が定める個人情報の取扱いに係る遵守状況の  
報告を丙に求めること及び当該取扱いについて丙に適切な措置をとるよう指示することができる。

#### （事故発生時における報告）

第15 丙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責  
の有無に関わらず、直ちに甲及び乙に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場  
所、発生状況を書面により報告し、甲及び乙の指示に従わなければならない。

- 2 丙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲及び乙その他の関係者との連絡、証拠保  
全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め  
なければならない。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に  
関する情報を公表することができる。

#### （契約の解除）

第16 甲及び乙は、丙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一  
部を解除することができるものとする。

- 2 丙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲及び乙にその損害の賠  
償を求めることはできない。

#### （損害賠償）

第17 甲及び乙は、丙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、  
丙に対して損害の賠償を求めることができる。



## 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

### (基本的事項)

第1 丙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 丙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、丙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

### (受注関係者に対する措置)

第2 丙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 丙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲及び乙に提出しなければならない。
- 3 丙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 丙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
  - (1) 丙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲及び乙は、特定労働者から、丙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の場合においては、必要に応じ、丙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求められることができる。
- 3 丙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲及び乙に報告しなければならない。
- 4 丙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 丙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲及び乙に報告しなければならない。
- 6 丙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲及び乙は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲及び乙に対する報告により得た情報を提供することができる。

### (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲及び乙は、労働基準監督署から丙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、丙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲及び乙が定める期日までに当該支払の状況を甲及び乙に報告しなければならない。
- 3 甲及び乙は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、丙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 丙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲及び乙が定める期日までに当該報告の内容を甲及び乙に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

- 第5 丙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲及び乙に報告しなければならない。
- 2 丙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲及び乙に報告しなければならない。
  - 3 丙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲及び乙に報告しなければならない。
  - 4 丙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲及び乙に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 丙が、甲及び乙に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 丙が、甲及び乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（丙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が丙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
  - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、丙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（丙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

- 第7 丙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲及び乙に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

- 第8 丙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲及び乙に支払わなければならない。

#### 別表（第1関係）

労働関係法令 (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号） (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号） (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号） (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号） (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号） (8) 労働契約法（平成19年法律第128号） (9) 健康保険法（大正11年法律第70号） (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号） (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
--

# 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

## 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

兵庫県公営企業管理者 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

電子メール

# 誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

## 記

### 1 契約名

兵庫県広報紙編集業務委託契約

### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様  
兵庫県公営企業管理者 様

所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話番号  
電子メール

### 別表（誓約事項(1)関係）

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）